

## 税務理財部

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 税務理財部
- 3 事前調査期間 平成20年6月23日から平成20年7月 7日まで
- 4 監査期間 平成20年8月19日から平成20年8月21日まで
- 5 監査対象年度 平成19年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

### 第2 監査対象の概要

税務理財部6課の主な業務内容及び職員数(平成20年5月1日現在)は、次のとおりである。

#### 【管財課】

市有財産の総括事務、普通財産の管理・処分、公共用地の取得に係る連絡調整、不動産登記事務、市有林の管理・処分、庁舎及び付属施設・設備の維持管理、共用自動車の管理・配車管理、財産区、土地開発基金、総合会館、本町プラザに関する業務等を所掌する。(職員10名)

#### 【納税課】

税務政策の企画・調査、税収資料収集・税務統計、市税犯則事件・争訟、納税思想普及・納税奨励、市税の収納管理・督促、交付要求、前納報奨金、過誤納金還付・充当、税関係書類の閲覧・証明、納付委託、換価処分、市税の徴収・督促、滞納処分、嘱託徴収・受託徴収、執行停止・欠損処分、三重地方税管理回収機構との連絡に関する業務等を所掌する。

(職員26名、嘱託職員7名)

#### 【市民税課】

個人の市民税・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の調査・賦課・調定、自動車臨時運行許可に関する業務等を所掌する。(職員21名、嘱託職員1名)

#### 【資産税課】

償却資産・土地・家屋に係る評価・賦課、固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調定・賦課等に関する業務等を所掌する。(職員29名、再任用職員1名)

#### 【調達契約課】

物品の調達、物品納入業者の登録・指名、物品の賃借契約、物品の指定品目、不用物品の処分、請負契約、請負業者の登録・指名、印刷物の発注・工所用材料の購入に関する業務等を所掌する。(職員8名)

#### 【検査室】

工事の施行検査、工事に供する材料の検査、工事設計内容の審査に関する業務等を所掌する。  
(職員5名、再任用職員1名、兼務職員17名)

### 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況、原課契約工事の施工状況、負担金支出団体の決算状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

##### <各課共通事項>

特になし

##### <各課個別事項>

###### 【管財課】

特になし

###### 【納税課】

特になし

###### 【市民税課】

特になし

###### 【資産税課】

特になし

###### 【調達契約課】

##### (1) 支出事務について

印刷製本費において、平成20年度予算で支出すべきところ、平成19年度予算で支出されているものがあつたので、会計年度独立の原則に従い、適正に執行するよう注意すること。

###### 【注意事項】

##### (2) 現金等の管理について

歳入歳出外現金整理簿により、契約保証金を管理しているが、定期的な所属長の確認がされていないので、所属長により、定期的に確認し、適正な管理をするよう改善すること。

###### 【是正改善事項】

###### 【検査室】

##### (1) 文書管理について

執務日誌について、日誌に事項は記載されていたが、平成20年1月以降から所属長の確認

印が漏れていたので注意すること。

【注意事項】

## 2 所 見

### <各課共通事項>

#### (1) 人財の育成と確保について

多様化、複雑化する行政ニーズや人員減、業務の複雑化などによる勤務環境の変化により、新たなストレスの要因が増大し、長期休職者が増加する傾向にある。このような状況のなかで良い人財を育成、確保するためには、如何に健全な職場環境を整えるかが重要である。このためには、必要な人財の確保について、人事当局と協議を進めるとともに、職場のメンタルヘルス対策として相談体制の充実や復職後の支援体制の強化を図るなど、一層の勤務環境の整備に努めること。

【努力要望事項】

上記対象課～【部内全所属】

#### (2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、特定の職員に業務の集中が見られるため、各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取り組みに努めること。

【努力要望事項】

上記対象課～【納税課】【資産税課】【市民税課】

イ 特に、下記の所属にあっては次の事項について検討を求める。

厚生労働省が過労死の労災認定基準として定めた疲労の蓄積の要因となる時間外労働時間の目安としている「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月あたりおおむね80時間を超える」過重な労働の状況が見受けられるため、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。

【検討事項】

上記対象課～【市民税課】

#### (3) 現金等の管理について

駐車券及び郵便切手の管理について、前回監査時よりも保管枚数は大幅に削減されているが、常に在庫と消費を勘案して計画的に保有するなど、徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、適正な金券管理に努めること。

【努力要望事項】

上記対象課～【納税課】【資産税課】【市民税課】

### <各課個別事項>

#### 【管財課】

##### (1) 負担金について

三重県都市管財事務担当者研究会への負担金について、会費を上回る繰越金があるので、団体の事業が効果的に実施されるなど、引き続き会費が有効に活用されるよう総会等の場において働きかけること。

【努力要望事項】

## (2) 財産管理について

ア 重要物品等の管理について、各課の日常管理の意識が薄い感がある。定期的な現物実査の継続など、一層の管理意識の徹底により、より安全で効率的な活用に努めること。また、絵画等美術工芸品の時価の調査等による価値の確認や保全の改善の見直しも留意されたい。その価値の大きさなど時価に反映させることも重要なことであるので、適正な台帳価格の把握に努めること。 【努力要望事項】

イ 物品、財産等の管理について、数量、価格、保管場所の把握の再徹底を図るとともに、新公会計制度における時価評価についても検討を進めること。【検討事項】

ウ 市有財産として保有しているゴルフ会員権について、昨今の利用状況からして今後とも保有していく必要性はないと考えられるので、今後の取り扱いについて、これまでの経過を調査した上で、具体的な措置を検討すること。 【検討事項】

## (3) 遊休地の利活用の推進について

普通財産は直接行政の用に供されないものの、市の貴重な経営資源であり、これを如何に活用するかは重要な課題である。このため、積極的な利活用を図る一方で、将来に渡って利活用が見込めない土地については、処分に係る全体計画を策定するなど着実な売却推進に努力されたい。また、普通財産の利活用・処分については、全庁的に情報交換を行うとともに、有効活用のため、関係各課と連絡、調整を図るなど、効率的な管理運用の推進に努めること。

【努力要望事項】

## (4) 貸付財産の適正管理について

市有財産の多くの土地について、主に公会所など公共的用地として自治会をはじめ各団体等に無償で貸し付けているが、貸付にあたっては、常に利用状況を的確に把握するとともに、公平性の観点からその貸付条件等が妥当かどうかを検証し、市有財産の適正な管理に努めること。

【努力要望事項】

## (5) 財産区、市有林の有効活用について

財産区及び市有林の山林について、現在では輸入木材の増加や木材市況の低迷により伐採して売却することもなく、日常的な維持管理に留まっている。特に、桜財産区は自治会等による下草刈や枝打ち活動など地元住民の愛着度は高いため、自然観察、環境学習の拠点や市民参加による協働のまちづくりについて一層活用するなど、地元住民や関係部局とも連携しながらの山林の有効活用を要望する。

【努力要望事項】

## 【納税課】

### (1) 市税収納率向上の取り組みについて

本市の市税の収納率について、日常の取り組み努力により他市との比較で全国的に高いレベルにあることは評価に値する。ただし、職員のモチベーションを高めるためにも、コストと効果を算定する方法を明らかにして自主納税推進や滞納者対策等の努力に対する成果を具体的に数字で示すことが望ましい。また、税務政策のための情報収集や市民への納税啓発にも力を入れ、さらなる収納率の向上のため、なお一層の努力を図られたい。 【努力要望事項】

### (2) 専門知識の継承について

納税課については専門性が高い部署であり、滞納整理や電話交渉等のマニュアルを策定して業務の引き継ぎを行っている取り組みは非常に効果的である。ただし、長年にわたる日常業務

上での問題対応のノウハウの蓄積についてもひとつの財産であると考えられるため、そのマニュアルに各担当の経験から得た知識やノウハウを定期的書き加えて、職場の財産として専門知識の集積度を高めるとともに、後輩職員に対してその継承を図ること。 【検討事項】

(3) 口座振替の促進について

初期滞納者対策として「さわやかテレフォン」による電話催告を実施して大きな成果を上げているが、一方で市税の口座振替率はここ数年ほとんど上昇していない状況である。ダイレクトメールによる口座振替加入推進を図っているが、「さわやかテレフォン」と連携して初期滞納者への電話による催告時に口座振替の加入を勧めることについて有効性の検討を行うこと。 【検討事項】

(4) 「さわやかテレフォン」の嘱託職員について

勤続年数が長期のベテランの嘱託職員が「さわやかテレフォン」の担当者として複数在籍しており、業務の熟達度は高いと思われるので、その嘱託職員の経験や知識を業務にさらに活かす工夫を行うとともに、高いモチベーションを保つため良好な職場環境の維持に努めること。

【努力要望事項】

【市民税課】

(1) 未申告者の調査及び市民への啓発について

個人市民税、法人市民税の未申告者に対する実態調査や所得調査を強化するため、平成15年度から訪問調査を実施し、一定の成果を挙げている。今後とも公平な課税と税収の確保を図るため、未申告者に対する調査に努めること。

また、現行の税制度の理解不足から未申告、滞納になる人もあると思われる。税に関する正しい理解を得ることが未申告、滞納を防ぐ効果的な方法であるため、外国籍の住民も含め、市民への啓発活動に一層努めること。

【努力要望事項】

【資産税課】

(1) 固定資産税の適正な課税について

適正な固定資産税の課税について、一層の効率的な土地・家屋の実地調査と評価の能力をあげる方策を検討し、課税客体の的確な把握に努めること。また、償却資産については、税務署等の協力を得て実地調査を行い、未申告者への催告や申告誤りに対する適正申告を指導するとともに、青色申告会や税理士会等にも働きかけて、未申告者に対する啓発を強化するなど一層の税財源の確保に努めること。

【努力要望事項】

(2) 課税に係るチェック機能の強化について

固定資産税の評価については、極めて高い専門的知識と経験を有する業務であり、鑑定評価業務を不動産鑑定士協会に外部委託している。一方では、適正、公平な課税を行うのは行政の責務であり、課内でのチェック機能を強化することが重要であるので、チェック機能を高めるための方策を検討すること。

【検討事項】

(3) リフォーム課税の研究の実施について

今後、市税の増収は難しく、減少の可能性も想定される。増収策の一つとして新税の実施があるが、一例として、価値増や延命につながるいわゆる資本的支出と判断できるリフォームに課税する策を検討されたい。また、このリフォーム課税は、新築の家屋には課税されるの

に、機能も材質も一変し、何十年も寿命を延ばした改良部分には課税されないという、公平性を欠く課税を是正できるものであり、早期に研究、実施することを要望する。

【努力要望事項】

#### 【調達契約課】

##### (1) 業務棚卸表について

業務棚卸表の任務目的、目的達成に必要な手段とその活動指標について、事業の実績等が市民の目から見てもよりわかりやすい表現方法について検討すること。 【検討事項】

##### (2) 電子入札システムの導入について

県内自治体共同化の電子入札システム導入について、平成17年度より検討を重ねたが、県内自治体共同化は廃止され、平成20年度から本市独自での導入について検討することになっているが、コストや先進事例についての研究に加えて、入札業者が対応できるかどうかについても慎重に検討するよう要望する。 【努力要望事項】

##### (3) 原課契約について

事務専決規程により、50万円未満の土木工事、100万円未満の建築・営繕工事及び50万円未満の建設にかかるコンサル業務、50万円未満の業務委託については原課により随意契約ができるが、原課契約にあたっては、契約内容、金額は妥当か、分割発注になっていないかなどのチェック機能を強化するとともに、透明性、公平性、公正性を確保するため、適正な契約事務を執行するよう各課への指導について検討すること。

また、50万円未満の業務委託については、特に長期に同一業者との契約がないかについてもチェック、指導に努めること。 【検討事項】

#### 【検査室】

##### (1) 工事検査について

工事検査は客観的な視点が求められることから、平成14年度から兼務検査職員制度を設け、検査の執行率の向上を目指し目標件数を上回る成果を得ているが、平成19年度末に年間件数の約35%が集中している。引き続き、工事担当課に対して工期設定等を平準化するよう働きかけと指導を行い、検査時期の遅延防止を図り、円滑な検査遂行に努めること。

【努力要望事項】

##### (2) 検査技術の継承について

新技術、新素材、新工法など専門的な技術・知識の習得と今までの経験から得た知識、技術などのノウハウを蓄積することにより一層検査技術の向上を図るとともに、後継者の育成に努めること。 【努力要望事項】